

雇用継続制度対象者の選定基準を定める協定書

株式会社 ○○○○と同社従業員代表 ○○一郎は、高年齢者等の雇用の安定に関する法律第9条第2項の規定に基づき、当社規定による再雇用制度適用対象とする者の選定基準について、下記の通り協定する。

記

- 1 継続雇用を希望する従業員のうち、下記の用件の〔いずれも満たす者〕又は〔いずれか〇つ以上を満たす者〕を対象とする。
 - (1) 業務遂行に必要な特定の資格を有する者(公的資格など)
 - (2) 定年前三ヵ年の人事考課評価が平均以上の者
 - (3) 勤労意欲に富み、引き続き勤務を希望する者
 - (4) 定年退職後も会社で勤務に精勤する意欲がある者
 - (5) 直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がないこと
 - (6) 体力的に勤務継続可能である者
- 2 本協定の有効期間は、平成22年1月1日から平成22年12月31日までとする。
- 3 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、一ヶ月前までに協議を行い変更を行うものとする。

平成 年 月 日

株式会社 ○○○○

代表者職氏名 代表取締役 ○○太郎 ⑩

株式会社 ○○○○

従業員代表 ○○一郎 ⑩